

# 株式等振替制度に係る業務処理要領第6.5版 新旧対照表(2022/9/5)

## 第1章 総則

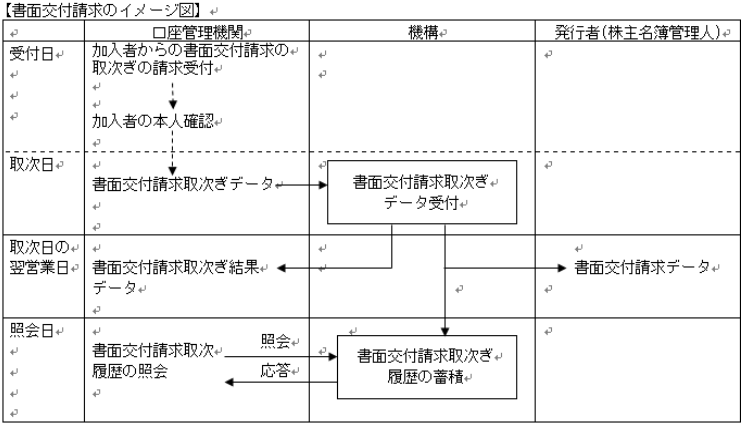
項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はありません。		

## 第2章 振替株式

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	2	16の2	1	変更	<p>2. 書面交付請求の取次ぎの手続き                      (1) 加入者による書面交付請求の取次ぎ請求                      加入者は、書面交付請求の取次ぎを請求しようとするときは、保有する銘柄ごとに、書面交付請求の対象となる株主総会に係る株主確定日までに、その直近上位機関である口座管理機関に対して、以下に掲げる事項を示して、書面交付請求の取次ぎを請求しなければならない。</p> <p>① 書面交付請求の対象となる振替株式の銘柄                      ② 加入者の氏名又は名称及び住所                      ③ 書面交付請求をする旨又は書面交付請求を撤回する旨の別(以下「請求又は撤回の別」という。)</p> <p><u>また、機構加入者は、保有する銘柄ごとに「書面交付請求取次ぎデータ」を通知することにより、機構に対して機構加入者自身が加入者として書面交付請求の取次ぎを請求することができる。</u></p>	<p>2. 書面交付請求の取次ぎの手続き                      (1) 加入者による書面交付請求の取次ぎ請求                      加入者は、書面交付請求の取次ぎを請求しようとするときは、保有する銘柄ごとに、書面交付請求の対象となる株主総会に係る株主確定日までに、その直近上位機関である口座管理機関に対して、以下に掲げる事項を示して、書面交付請求の取次ぎを請求しなければならない。</p> <p>① 書面交付請求の対象となる振替株式の銘柄                      ② 加入者の氏名又は名称及び住所                      ③ 書面交付請求をする旨又は書面交付請求を撤回する旨の別(以下「請求又は撤回の別」という。)</p>	2. (1)
2	2	16の2	1	追加	<p>(業172条の2第3項、施237条の2第2項)                      ※ 「書面交付請求取次ぎデータ」の通知方法等については、後記(2)bを参照。</p>	-	2. (1) 備考
3	2	16の2	2	追加	<p>b 口座管理機関による機構への通知                      口座管理機関は、加入者から書面交付請求の取次ぎの請求を受けたときは、加入者の請求内容に基づき、次に掲げる事項のとおり、機構に対して、遅滞なく「書面交付請求取次ぎデータ」を通知して、発行者に対する書面交付請求の取次ぎを機構に委託しなければならない。                      口座管理機関は、加入者情報の通知に係る原則的な取扱いにかかわらず、「書面交付請求取次ぎデータ」を機構に通知する際に、加入者に係る加入者情報を機構に通知していない場合は、併せて「加入者情報データ」を同日中に通知しなければならない。</p>	-	2. (2)b
4	2	16の2	2	追加	<p>(業172条の2第4項から第7項、施237条の2、施237条の3)                      ※ 「書面交付請求取次ぎデータ」は、書面交付請求の対象となる株主総会に係る株主確定日の翌営業日から起算して6営業日目の日までに機構に通知しなければならない。                      ※ 口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、機構に対する「書面交付請求取次ぎデータ」の通知はその直近上位機関に委託する(直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。)</p>	-	2. (2)b 備考
5	2	16の2	2	追加	<p>(a) 通知方法                      加入者情報Web端末から「書面交付請求取次ぎ入力」画面への入力又はCSVファイルのアップロードにより行う。</p>	-	2. (2)b(a)
6	2	16の2	2	追加	<p>(b) 取扱時間                      午前8時30分から午後5時まで</p>	-	2. (2)b(b)
7	2	16の2	2	追加	<p>(c) 通知内容                      ① 書面交付請求の対象となる銘柄(銘柄コード)                      ② 加入者の氏名又は名称及び住所(加入者口座コード)                      ③ 請求又は撤回の別                      ④ 書面交付請求の取次ぎの請求を受け付けた日(以下「申出受付日」という。)</p>	-	2. (2)b(c)
8	2	16の2	2	追加	<p>(d) 通知当日の訂正又は取消し                      ア 加入者情報Web端末への画面入力の場合                      口座管理機関は、機構に対して「書面交付請求取次ぎデータ」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行うおとすときは、加入者情報Web端末の「書面交付請求取次ぎ一覧」画面から該当するデータを選択してその内容の取消しを行い、必要に応じて訂正内容を反映した「書面交付請求取次ぎデータ」を再入力しなければならない。</p>	-	2. (2)b(d)ア
9	2	16の2	3	追加	<p>イ 加入者情報Web端末へのCSVファイルのアップロードの場合                      口座管理機関は、機構に対して「書面交付請求取次ぎデータ」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行うおとすときは、訂正又は取消しの内容を反映した「書面交付請求取次ぎデータ」をCSVファイルのアップロードにより再通知してその内容の訂正又は取消しを行わなければならない。</p>	-	2. (2)b(d)イ

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
10	2	16の2	3	追加	<p>(3)機構の処理</p> <p>a 口座管理機関に対する通知  機構は、口座管理機関から「書面交付請求取次ぎデータ」を受領したときは、翌営業日に口座管理機関に対し加入者情報Web端末により「書面交付請求取次ぎ結果データ」を通知する。  また、受領した「書面交付請求取次ぎデータ」の内容に、次のいずれかに該当するものがあるときは、「書面交付請求取次ぎデータ」に係る取次ぎ処理を中止し、エラーとなった旨を通知する。当該エラーとなった旨を受領した口座管理機関は、必要に応じて「書面交付請求取次ぎデータ」を再通知しなければならない。エラーとなった旨を受領した口座管理機関が、書面交付請求の取次ぎの請求を行った加入者の直近上位機関でないときは、速やかに、その直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、通知を受けた事項を通知しなければならない(当該通知を受けた者が当該加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。)</p> <p>① 書面交付請求の取次ぎの請求を行った加入者の加入者口座コードに係る加入者口座情報が、加入者情報登録簿に登録されていないとき  ② 加入者情報登録簿において、書面交付請求の取次ぎの請求を行った加入者の加入者口座コードに係る加入者口座情報に削除の旨が登録されているとき  ③ 書面交付請求の対象となる銘柄が振替株式でないとき</p>	-	2. (3)a
11	2	16の2	3	追加	※ 加入者の直近上位機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関に通知する。	-	2. (3)a 備考
12	2	16の2	3	追加	b. 発行者に対する通知 機構は、口座管理機関から「書面交付請求取次ぎデータ」を受けたときは、翌営業日に、次に掲げる事項のとおり、当該データに指定された銘柄の発行者に対して、「書面交付請求データ」を通知する。	-	2. (3)b
13	2	16の2	3	追加	(業172条の2第8項及び第9項、施237条の4) ※ 発行者が株主名簿管理人を選任しているときは、機構と発行者との間の通知は、当該株主名簿管理人を通して行う。	-	2. (3)b 備考
14	2	16の2	4	追加	(a)通知方法 ファイル伝送	-	2. (3)b(a)
15	2	16の2	4	追加	(b)通知内容 ① 書面交付請求の対象となる銘柄(銘柄コード) ② 加入者の株主等照会コード ③ 請求又は撤回の別 ④ 申出受付日 ⑤ 加入者の「総株主通知データ(株主情報)」に相当する情報	-	2. (3)b(b)
16	2	16の2	4	追加	※ 機構は、加入者が、直近の総株主通知において発行者に株主として通知された者であるか否かにかかわらず、加入者の「総株主通知データ(株主情報)」に相当する情報を発行者に通知する。 ※ 機構は、左記の③内容が、撤回する旨であるときは、左記の⑤の内容を発行者に通知しない。 ※ 「総株主通知データ(株主情報)」の内容については、第9節「総株主通知に係る手続」を参照。	-	2. (3)b(b) 備考
17	2	16の2	4	追加	(c)株主情報の変更の通知 機構は、発行者へ「書面交付請求データ」を通知した日から、その後最初に到来する総株主通知に係る株主確定日までの間に、その加入者の株主等通知用データの内容に変更が生じたときは、変更日の翌営業日に、発行者に対して、「株主情報変更通知データ」又は「株主等照会コード変更通知データ」により、変更の内容を通知する。	-	2. (3)b(c)
18	2	16の2	4	追加	※ 「株主情報変更通知データ」又は「株主等照会コード変更通知データ」に係る取扱いについては、第9節「総株主通知に係る手続」を参照。	-	2. (3)b(c) 備考
19	2	16の2	4	追加	(4)発行者における書面交付請求に係る情報の管理 発行者は、機構から通知された「書面交付請求データ」の内容について、次の区分に応じて適切に管理しなければならない。	-	2. (4)
20	2	16の2	4	追加	a 加入者が株主として株主名簿に記載又は記録されている場合 発行者は、機構から通知された「書面交付請求データ」に基づいて発行者が管理する書面交付請求に係る情報を更新する。	-	2. (4)a

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
21	2	16の2	5	追加	b 加入者が株主名簿に記載又は記録されていない場合 発行者は、機構から通知された「書面交付請求データ」の受領後の総株主通知等により、その加入者が株主に該当するときは、当該株主に係る書面交付請求として取り扱い、株主に該当しないときは、当該データを破棄する。	-	2. (4)b
22	2	16の2	5	追加	c 同一日に同一の加入者について複数の「書面交付請求データ」が通知された場合 発行者は、同一日に同一の加入者に係る複数の「書面交付請求データ」が機構から通知された場合であって、請求又は撤回の別がそれぞれ異なるものであるときは、発行者が定めるところにより適切に取り扱う。	-	2. (4)c
23	2	16の2	5	追加	d 機構が加入者の名寄せ解除を行った場合 発行者は、機構から通知された「書面交付請求データ」に係る加入者について、機構による名寄せの解除が行われた場合は、名寄せ解除前の株主として管理していた書面交付請求に係る情報を、「株主等照会コード変更通知データ」が通知された株主に引き継ぐ。 ただし、機構が名寄せ結果の訂正の必要を認めて強制名寄せ解除を行った場合は、機構は、必要に応じて、発行者に対して連絡の上、当該名寄せの解除の対象となった加入者に係る「書面交付請求データ」の内容を記載した「書面交付請求データ再通知書」を、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により通知する。発行者は、当該通知書に基づいて発行者が管理する書面交付請求に係る情報を更新する。	-	2. (4)d
24	2	16の2	5	追加	3. 口座管理機関による書面交付請求の取次ぎ履歴の照会 口座管理機関は、機構に通知した「書面交付請求取次ぎデータ」の取次ぎ履歴を照会することができる。	-	3.
25	2	16の2	5	追加	※ 取次ぎ履歴の照会対象は、照会日の10年前の日から前営業日までの間に、口座管理機関が機構に通知した「書面交付請求取次ぎデータ」のうち、機構における処理が正常に行われたものに限られる。また、加入者が、他の口座管理機関に対して請求を行ったものについては照会の対象に含まれない。	-	3. 備考
26	2	16の2	5	追加	(1)照会方法 加入者情報Web端末の「書面交付請求取次ぎ履歴照会・照会結果一覧」画面の照会により行う。	-	3. (1)
27	2	16の2	5	追加	(2)取扱時間 午前8時30分から午後5時まで	-	3. (2)
28	2	16の2	6	追加	(3)機構からの応答内容 ① 書面交付請求の対象となる銘柄 ② 申出受付日 ③ 請求又は撤回の別 ④ 取次日	-	3. (3)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
29	2	16の2	6	追加	 <p>【書面交付請求のイメージ図】</p> <p>口座管理機関、機構、発行者(株主名簿管理人)の間のやり取りを示すフローチャート。</p> <p>受付日: 加入者からの書面交付請求の取次ぎの請求交付 → 加入者の本人確認</p> <p>取次日: 書面交付請求取次ぎデータ → 書面交付請求取次ぎデータ受付</p> <p>取次日の翌営業日: 書面交付請求取次ぎ結果 ← 書面交付請求データ</p> <p>照会日: 書面交付請求取次ぎ履歴の照会 → 照会 → 書面交付請求取次ぎ履歴の審積 → 照会 → 書面交付請求取次ぎ履歴の審積</p>	-	【書面交付請求のイメージ図】
30	2	16の2	6	追加	<p>※ 加入者は、書面交付請求の対象となる株主総会に係る株主確定日までに直近上位機関に対して書面交付請求の取次ぎを請求する。</p> <p>※ 口座管理機関は、書面交付請求の対象となる株主総会に係る株主確定日の翌営業日から起算して6営業日目の日までに「書面交付請求取次ぎデータ」を機構に通知する。</p> <p>※ 「書面交付請求取次ぎデータ」の内容に不備があった場合のエラー通知も「書面交付請求取次ぎ結果データ」により通知する。</p>	-	【書面交付請求のイメージ図】 備考
31	2	17	1	変更	<p>振替投資口(法第226条に規定する振替投資口をいう。以下同じ。)についての新規記録、振替、抹消、併合、分割、投資法人の吸収合併及び新設合併、総投資主通知、個別投資主通知、情報提供請求、銘柄公示及び書面交付請求の各手続については、振替株式における各手続と同様の手続であるが、一部、振替株式と振替投資口で振替法上の取扱いが異なっている点があり、それに伴って留意すべき事項(振替投資口に固有の手続)がある。以下では、その相違点及び制度上の留意事項について説明する。</p>	<p>振替投資口(法第226条に規定する振替投資口をいう。以下同じ。)についての新規記録、振替、抹消、併合、分割、投資法人の吸収合併及び新設合併、総投資主通知、個別投資主通知、情報提供請求及び銘柄公示の各手続については、振替株式における各手続と同様の手続であるが、一部、振替株式と振替投資口で振替法上の取扱いが異なっている点があり、それに伴って留意すべき事項(振替投資口に固有の手続)がある。以下では、その相違点及び制度上の留意事項について説明する。</p>	冒頭
32	2	18	1	変更	<p>協同組織金融機関の振替優先出資(法第234条に定める振替優先出資をいう。以下同じ。)についての新規記録、振替、抹消、分割、協同組織金融機関の吸収合併及び新設合併、総優先出資者通知、個別優先出資者通知、情報提供請求、銘柄公示及び書面交付請求の各手続については、振替株式における各手続と同様の手続であるが、一部、振替株式と振替優先出資で振替法上の取扱いが異なっている点があり、それに伴って留意すべき事項を以下で説明する。</p>	<p>協同組織金融機関の振替優先出資(法第234条に定める振替優先出資をいう。以下同じ。)についての新規記録、振替、抹消、分割、協同組織金融機関の吸収合併及び新設合併、総優先出資者通知、個別優先出資者通知、情報提供請求及び銘柄公示の各手続については、振替株式における各手続と同様の手続であるが、一部、振替株式と振替優先出資で振替法上の取扱いが異なっている点があり、それに伴って留意すべき事項を以下で説明する。</p>	冒頭

### 第3章 振替新株予約権付社債

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		

第4章 振替新株予約権

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		

## 第5章 振替投資信託受益権(ETF)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					<b>変更箇所はございません。</b>		



## 第6章 振替受益権

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		

